

片品村における協議の場の開催方法について

協議の場の開催方法は、大きく分けて「対面」「書面」「HP」の3つの方法で開催いたします。地域計画の変更・更新の内容及び参加者(対象者)によって開催方法が異なりますのでご注意ください。

片品村では、年に1度「対面」を設けた協議の場と、年2回「書面」「HP」のみで行う協議の場を設定します。不明なことがあれば、農林建設課農政係へお問い合わせください。

《対面》※農振除外に係る変更及び更新の時のみ:年1回

・参加者(対象者):村担当、県(利根沼田農業事務所)担当、農業委員、農地最適化利用推進委員、対面を希望する関係機関及び地域住民等

・実施方法:役場の会議室に集まっていただき、計画の変更及び更新の内容について協議します。変更箇所や変更内容がわかるよう資料を用意し、村担当が説明します。説明終了後、協議をしていただき、村担当が集約いたします。集約したものを計画案にまとめ、縦覧公告へ移ります。

《書面》

・参加者(対象者):農業協同組合、農業公社、土地改良区等の関係機関

※担い手の変更や農地の増減等においては、県(農業事務所)担当、農業委員、農地最適化推進委員を含む

・実施方法:資料一式を用意(電子または紙)して、書面による協議を依頼します。一定期間(2週間程度)を設定し、期限までに意見等をいただきます。いただいた意見を集約し、計画案の縦覧公告へ移ります。

《HP》

・参加者(対象者):地域住民等の上記以外の方

・実施方法:HP 上に「変更する地区:●●地区」「変更内容:区域の変更、担う者の変更等」「変更箇所を示した目標地図(地番、耕作者は不記載)」「意見募集の期間と方法」を掲載します。対面における協議の場を設定している場合は、「対面上で協議する日時」を掲載します。

対面で参加を希望する方は、指定の日時にお越しく下さい。そうでない方で意見等がある方は、指定の用紙に記入または入力していただき、メールまたは農林建設課窓口へ期限までに提出をしていただきます。いただいた意見を集約し、計画案の縦覧公告へ移ります。